

**都市計画道路中学校線改良工事に伴う東海道本線能登川
構内西垣見架道橋改築にかかる基本協定の変更につき議
決を求めることについて**

都市計画道路中学校線改良工事に伴う東海道本線能登川構内西垣見架道橋改築にかかる基本協定を次のとおり変更するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び東近江市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年東近江市条例第65号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成30年6月1日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

協定内容のうち変更する事項

協 定 金 額 2, 504, 805, 000円（うち取引に係る消費税及び
地方消費税の額167, 094, 000円）

変更前協定金額 2, 270, 652, 000円（うち取引に係る消費税及び
地方消費税の額152, 232, 000円）

増 額 234, 153, 000円（うち取引に係る消費税及び
地方消費税の額 14, 862, 000円）